### 米国関連資料

どのような場合に均等論が適用されるのかに関し、 改めて確認された最近の CAFC 判例

2019年06月24日

特許業務法人 **HARAKENZO**WORLD PATENT & TRADEMARK

## 1. はじめに

米国において均等論に基づく判決の件数は年々少なくなっており、その割合は、2000 年度以降、減少の一途を辿りつつあります。具体的には、2000 年度には全判決の約 40%が均等論に基づく判決でしたが、その後、減少していき、2016 年度には全判決の 10%に満たない状況にあります。

例えば、2017 年度における均等論に基づく代表的な判決として、以下の CAFC 判例を挙げることができます。

- 1 Mylan Institutional v. Aurobindo Pharma, No. 2017-1645 (Fed. Cir. May 19, 2017)
- 2 Enzo Biochem v. Applera Corp., No. 2016-1881 (Fed. Cir. August 2, 2017; non-precedential)

連邦最高裁判所は、判例において、次の(a)と(b)の二つのテストにより、均等論に基づく侵害の成否を判断しています。

- (a) "Function-Way-Result" (FWR) test -- 被疑侵害品が、実質的に同じ機能を果たし、実質的に同じ方法で、実質的に同じ結果を得るものであるか否か。
- **(b)** "Insubstantial Differences" test --被疑侵害品/プロセスが、特許されたものとは 実質的に異なるか否か。

どのような場合に均等論が適用されるのかに関し、改めて確認された最近の CAFC 判例について、以下に詳細に説明します。

# 【全5頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 :新井 孝政(大阪本部在籍) 外国専門部長 :岡部 泰隆(大阪本部在籍)

TEL : 06-6351-4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

#### 【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

### 【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

## 【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。 是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> :http://www. harakenzo. com <商標専門サイト> :http://trademark. ip-kenzo. com <意匠専門サイト> :http://design. ip-kenzo. com

<法務部 facebook> :https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment <広島事務所 facebook> :https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。